

## 雇用保険の失業給付と退職理由

【質問】

NO1

会社から退職勧奨を受けて退職しました。雇用保険の失業給付を受けようと思っています。失業給付の基本手当の給付日数は退職理由で違ってくると思います。退職理由と基本手当の給付日数の違いについて教えてください。

【答え】

会社を退職すると収入がなくなりますから、失業中の生活が心配になります。そこで雇用保険の被保険者が会社を辞めた時に新しい仕事を探し一日でも早く再就職できるよう、失業中の生活を支えるために失業給付が支給されます。

失業給付を受けるためには次の受給要件を満たす必要があります。

○離職した日以前の 2 年間に、雇用保険の被保険者期間が通算して 12 か月以上あること。(ただし、倒産・解雇等によって突然離職を余儀なくされた場合は、離職した日以前の 1 年間に通算して 6 か月以上被保険者期間があればよいです。)

○再就職の意思と能力があり、ハローワークで求職の申し込みをしていること

失業給付日数は離職の理由、離職の日の年齢、および雇用された期間等により決まります。

倒産、解雇等による離職者(特定受給資格者)は次の就職先を見つける時間的な余裕のない状況で離職した方なので年齢や雇用保険に加入していた年数によって支給日数が優遇される場合があります。下表の離職理由と失業給付日数を参考にしてください。また、自己都合退職は失業給付の支給開始が、求職申込日から 1 週間(待期)プラス 3 か月後となります。

## 離職理由と失業給付日数

## 1 一般の離職者(定年退職、自己都合退職等)

被保険者であった期間	10 年未満	10 年以上	20 年以上
失業給付日数	90 日	120 日	150 日

## 2. 倒産、解雇等による離職者(特定受給資格者)

被保険者であった期間 離職時の年齢	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—
30 歳以上 35 歳未満	90 日	90 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満	90 日	90 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満	90 日	180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満	90 日	150 日	180 日	210 日	240 日

## 3. 障害者等の就職困難者

被保険者であった期間 離職時の年齢	1 年未満	1 年以上
45 歳未満	150 日	300 日
45 歳以上 65 歳未満	150 日	360 日

たとえば、32歳で6年間勤めた会社を退職した場合、自己都合退職では90日（支給開始3か月後）、会社都合退職だと180日（支給開始1週間後）というように、失業給付の支給日数と支給開始時期に大きな差があります。

ではどんな場合が特定受給資格者に該当するかといいますと、倒産や事業所の廃止、事業所の移転により通勤が困難になったことによる離職や解雇（懲戒解雇を除く）、労働条件が著しく事実と違っていたことによる離職、会社からの退職勧奨に応じた場合、賃金が支払われなかったり、引き下げられたことによる離職（85%未満に低下）そのほかにも該当する場合があります。特定受給資格者に該当するかはハローワークで判断します。また、退職理由を証明する資料が必要な場合がありますので詳しいことはハローワークへ確認してみてください。

質問のように退職勧奨で退職した場合は会社から受け取る離職票の離職理由が会社都合退職扱いとなっているか確認することが大切です。

### 【ワンポイントアドバイス】

- ① 会社から離職票をもらったら、離職理由を確認。
- ② 離職理由が異なっていたら、ハローワークに申し立てることができます。
- ③ 自己都合退職であってもやむを得ず退職した方は特定受給資格者に該当する可能性があるかもしれません。退職する前にハローワークへ確認してみましょう。